

施設設備整備区分（売店）

1 建築工事	病院機構が整備するもの	運営事業者が整備するもの	備考
(1) 内装	売店内の間仕切りを除く全て（病院機構仕様による） ・床仕上 長尺塩ビシート貼り ・壁仕上 ビニールクロス貼り ・天井仕上 岩綿吸音板仕上	売店内の間仕切り 必要な改修を行う場合、その改修費及び維持管理費用の全て	間仕切り以外の必要な改修を行う場合は事前に当院の許可を得て行うこと。

2 電気設備	病院機構が整備するもの	運営事業者が整備するもの	備考
(1) 動力及び電灯コンセント電源	副メーター付分電盤及び二次側以降全て（一次側電源配線を含む）	運営事業者の理由による増加分	
(2) 通信設備 ・電話設備	電話用接続口取付まで	外線接続手続き及び電話機の接続	電話設備以外は運営事業者が整備すること。
(3) 照明設備	全て（病院機構仕様による）	運営事業者の理由による増加分	

3 空調設備	病院機構が整備するもの	運営事業者が整備するもの	備考
(1) 冷暖房設備	全て（病院機構仕様による）	運営事業者の理由による増加分	副メーターにより使用量計測
(2) 換気設備	全て（病院機構仕様による）	運営事業者の理由による増加分 換気回数等指定能力以上を確保すること。 （有効換気量） 厨房用（ m^3/h ）＝ $30 \times$ 電気式厨房器具の電気容量（kw）	副メーターにより使用量計測

4 給排水設備	病院機構が整備するもの	運営事業者が整備するもの	備考
(1) 給水設備	床上バルブ止め	バルブ以降全て	副メーターにより使用量計測
(2) 排水設備	床上キャップ止め	床上排水接続を含め全て （グリーストラップを含む）	
(3) 流し・手洗い設備	なし	全て	
(4) その他		給湯設備は電気式（電源は病院機構が整備する。）とし、運営事業者が整備すること。	

5 防災設備	病院機構が整備するもの	運営事業者が整備するもの	備考
(1) 火災報知設備	全て（病院機構仕様による）	運営事業者の理由による増加分	
(2) スプリンクラー設備			
(3) 非常放送設備			
(4) 非常照明設備			
(5) 誘導灯設備			

6 その他	病院機構が整備するもの	運営事業者が整備するもの	備考
備品、什器類	なし	全て	